

令和7年度「岡山県介護テクノロジー定着支援事業」公募要領

1 事業の概要

介護事業者等が実施する生産性向上による職場環境の改善につながる介護テクノロジー定着支援事業を公募・選定し、実施に要する経費を補助する。

2 公募する事業、補助対象経費

岡山県介護テクノロジー定着支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条の対象事業及び補助対象経費とする。

3 補助対象者

岡山県内の介護事業所又は介護施設等

- ・ 介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所（訪問介護事業所や居宅介護支援事業所を含む。）
- ・ 老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

4 補助率及び基準額

実施要綱第5条のとおり

5 応募条件

1 法人につき1事業所のみ応募可能とする。また、1事業所につき実施要綱第4条（1）、（2）の事業のうち1事業のみ応募可能とする。（（3）の事業については、他の事業と併せて応募可能）

6 応募方法

「事前エントリー」の後、「業務改善計画書等」を提出する。

① 事前エントリー

まず岡山県介護生産性向上総合相談センター（以下「総合相談センター」という。）へ「事前エントリーシート」をメールにより提出する。

※メール表題は「【事前エントリー】〇〇〇〇（〇に事業所名）」とすること

② 研修

研修を未受講の場合、事前エントリーシートを提出後、総合相談センターからの案内に従い、研修を受講する。

③ 相談

業務改善計画書等の作成や事業の取組実施にあたり、総合相談センターに相談する。

④ 業務改善計画書等の提出

相談内容を踏まえ、業務改善計画書及び事業計画書（対象事業別）を作成し、添付書類

に漏れがないか確認したうえで、総合相談センターまでメールにより提出する。

※メール表題は「【計画書】〇〇〇〇（〇に事業所名）」とすること

なお、応募によって補助が確定するものではない。

7 事業選定

提出のあった業務改善計画書等を審査し、適当と認めた事業について選定する。県の予算額（3,000万円）を超える申請があった場合には、次の順により絞り込みを行い、予算の範囲内で補助対象事業者を決定する。

- （１） 岡山県が過去に実施した「介護ロボット導入支援事業」「ＩＣＴ導入支援事業」等の採択を受けていない事業所であること。
- （２） 「介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業」の補助所要額が200万円を超えていないこと。
- （３） 業務改善計画書等の内容を審査して優先順位を決定し、上位から補助対象事業者を採択する。

8 選定結果

選定の結果は、事業者に通知する。

審査の結果、不採択となる場合や、計画の変更を求める場合がある。

9 応募期間

- （１）「6 応募方法 ①事前エントリー」の期間

令和7年7月24日（木）～令和7年8月22日（金）

- （２）「6 応募方法 ④業務改善計画書等の提出」の期間

令和7年7月31日（木）～令和7年8月29日（金）

10 補助金の交付手続等

①補助金の交付申請

8により採択の通知を受けた補助対象者は、事業の開始前に、岡山県介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に定める補助金交付請書（様式第1号）に必要書類を添付し提出する。

なお、事業の着手は、採択通知を受けた後とすること。

②補助金の実績報告

事業が完了した場合は、交付要綱第7条に定める補助金実績報告書（様式第5号）に、必要書類を添付し提出する。

③補助金の請求

交付要綱第8条に定める補助金の額の確定の通知を受けた後、交付要綱第9条に定める請求書（様式第6号）を提出する。

11 その他

この事業については、本公募要領のほか、実施要綱及び交付要綱の定めるところにより実施すること。

なお、この補助事業は令和7年度内に全ての手続を完了することが必要となるので留意すること。

12 提出先・問合せ先〈本補助金事業に関する委託先〉

〒700-0904 岡山市北区柳町1-1-1

岡山県介護生産性向上総合相談センター

TEL：086-221-4565（平日午前9時から午後5時まで）

E-mail：Seisansei33○kaigo-center.or.jp

※○を@に置き換えて送付すること

先頭の「S」は大文字